

株式及び公社債銘柄コードの設定、変更及び削除に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>I 株式銘柄コード</p> <p>1. 株式銘柄コードの構成</p> <p>(1) 株式銘柄コードは、固有名コード4けた、予備コード1けたの合計5けたの数字及び英大文字（B、E、I、O、Q、V、Zを除く。）で構成する。ただし、固有名コードの<u>先頭及び先頭から3けた目は、数字のみを割り当てる。</u></p> <p>なお、英大文字を含む固有名コードの設定方法は、別途、証券コード協議会が決定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">2010年4月1日改正付則</p> <p>証券コードの英大文字の組入れに係る改正規定は、2010年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、2022年5月31日から施行し、「1. 株式銘柄コードの構成」及び「5. 公社債銘柄コードの構成」における英大文字の割当ては、2024年1月1日以降に設定するものから実施する。ただし、やむを得ない事由により、「1. 株式銘柄コードの構成」及び「5. 公社債銘柄コードの構成」における英大文字の割当てを、2024年1月1日から実施することが適当でないと証券コード協議会が認める場合には、同日後の証券コード協議会が定める日以降に設定するものから実施する。</p>	<p>I 株式銘柄コード</p> <p>1. 株式銘柄コードの構成</p> <p>(1) 株式銘柄コードは、固有名コード4けた、予備コード1けたの合計5けたの数字及び英大文字（B、I、O、Q、V、Zを除く。）で構成する。ただし、固有名コードの先頭から3けた目は、数字のみを割り当てる。</p> <p>なお、英大文字を含む固有名コードの設定方法は、別途、証券コード協議会が決定する。</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">2010年4月1日改正付則</p> <p>証券コードの英大文字の組入れに係る改正規定は、2010年4月1日から施行する。<u>ただし、「1. 株式銘柄コードの構成」及び「5. 公社債銘柄コードの構成」における英大文字の割当ては、数字のみの固有名コード枠をすべて割り当てた後に実施する。</u></p> <p><u>また、固有名コードの先頭1けた目の英大文字の割当てについては、証券コード協議会が別途決定するまでの間、これを実施しないこととする。</u></p>